

宅地建物取引業営業保証金の取戻しに係る手続きについて

<<官報登載前の手続き>>

○公告手続き（宅建業法30条）

（1）福岡県庁建築指導課に提出するもの

- ・取戻し公告（原稿） 2部
- ・公告届（福岡県知事あて） 1部

取戻しの事由	公告・届出者	使用印鑑
・廃業・失期の場合 ・従たる事務所廃止の場合	代表者	代表者印
・解散の場合	精算人	左の登録印
・破産の場合	破産管財人	左の登録印
・合併消滅の場合	合併後の新しい法人	代表者印

} 印鑑証明書を添付してください。

※ 届出者が上記の方以外の時は、必ず委任状を持参してください。

※ 届出者の方の運転免許証などの身分証明書を持参してください。

※ 可能な場合、使用印鑑も持参してください。

（2）添付書類

- ・廃業届・変更届の写し（廃業・従たる事務所廃止の場合。県土の受付印があるもの）
- ・供託書の原本（原本は受付後にご返却します）

※これ以外にもお願いすることがありますので、事前にお問い合わせください。

（3）受付後の手続き

提出物は、記載事項に不備や誤記のないことを確認後、それぞれに受付印を押して返却します。これを、福岡県官報販売所（政府刊行物普及（株））に携行し、直接、官報登載手続きをしてください。

登載手続きの詳細は、同所に問い合わせください。

官報登載費用 1行(45字)あたり5,708円（平成15年4月1日改正後）

<<官報登載後の手続き>>

○「債権の申出のない証明願」と「営業保証金の取戻し」

官報登載日の翌日から起算し、6月経過後に「債権の申出のない証明願」を申請することができます。起算日は登録申請日ではないのでご注意ください。

（例：4月2日官報登載→10月3日以降）

（1）福岡県庁建築指導課に提出するもの

- ・債権の申出のない証明願 2部
- ・登載された官報の写し
- ・切手付き返信用封筒
- ・証明手数料 福岡県領収証紙：400円

※これ以外にも提出をお願いすることがありますので、事前にお問い合わせください。

（2）証明の発行

債権の申出の確認等がありますので、当日の発行は出来ません。数日程度の日数を要します。

（3）営業保証金取戻しの手続き

供託をした法務局に証明書を携行し、営業保証金取戻し手続き（供託物払渡請求）をしてください。手続きは法務局に直接問い合わせください。